

岩手県告示第198号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
山田中央薬局	下閉伊郡山田町八幡町4番8号	平成25年1月1日
藤井歯科医院	釜石市大字平田第4地割1番地1	平成25年1月17日
おおうち消化器内科クリニック	宮古市館合町1番8号	平成25年3月1日
村上歯科医院	奥州市水沢区三本木7番地	〃